

「えひめ愛着倶楽部」及び「えひめ移住応援隊」実施要領

（目的）

第1条 この要領は、官民一体で愛媛県への移住および定住を推進するために、愛媛県への移住希望者を「えひめ愛着倶楽部」会員として登録するとともに、会員に対し、特典サービス等の提供に協力いただける事業者及び団体（以下「事業者等」という。）を「えひめ移住応援隊」（以下「応援隊」という。）として登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

（会員に関する基本的な考え方）

第2条 会員は、本実施要領に同意するとともに、登録申請時に記載した情報の不備・齟齬により発生した問題に関する一切の責任を負うものとする。

2 会員は、会員登録した情報に基づき、愛媛県から連絡を受ける場合があることを承諾するものとする。

（会員登録要件について）

第3条 会員は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- （1）登録申請時に愛媛県外に居住し、愛媛県に興味を持ち、将来的に愛媛県への移住を考えている者
- （2）愛媛県が指定する移住関連イベントに参加した者又は県が指定するメールマガジンを登録し、所定のアンケートに回答した者

（会員登録手続き）

第4条 会員登録を希望する者は、所定の申込フォームにより申請するものとする。

2 愛媛県は申請内容を確認し、適当と認められる場合は会員として登録するとともに「えひめ移住応援カード」（以下「会員証」という。）を交付する。

（会員証の有効期間等）

第5条 会員証の有効期間は、会員登録の日から3年を経過した日までとする。なお、有効期間中に愛媛県内に移住した場合であっても、有効期間中に限り、特典サービス等を利用することができるものとする。

2 会員は、自己の責任において会員証を管理するものとする。

3 会員は、いかなる場合にも、会員証を第三者に譲渡又は貸与することはできない。

（個人情報の取扱いについて）

第6条 会員登録時に収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の規定に基づき適切に取り扱うこととし、次の各号に掲げる目的の範囲で使用するものとする。なお、目的の範囲を超えて使用する場合には、事前に適切な方法で会員からの同意を得るものとする。

- (1) 会員制度運営事務（要件確認及び問合せ対応等）
- (2) 会員制度に関する情報の提供
- (3) 愛媛県の移住情報の提供

（応援隊に関する基本的な考え方）

第7条 応援隊は、第1条の趣旨に賛同し、会員に特典サービス等を提供するものとする。

- 2 この要領における特典サービス等とは、会員が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等をはじめ、移住検討や定住に役立つ地域情報の提供などの各種サービスのことをいう。

（応援隊の登録）

第8条 応援隊の登録を希望する事業者等は、愛媛県移住ポータルサイト「えひめ移住ネット」（以下「えひめ移住ネット」という。）に設置された申込フォームにより申請するものとする。

- 2 愛媛県は申請内容を確認し、適当と認められる場合は応援隊として登録する。ただし、次の各号に掲げる事業者等については、登録を行わないこととする。

- (1) 各種法令等に違反しているもの又はその恐れのあるもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう（以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下同じ。））が実質的に経営又は運営を支配する事業者等又はこれに準ずる者が経営するもの
- (3) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など、対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、愛媛県が応援隊への登録が適当でないと認めるもの

（特典サービス等の利用）

第9条 会員は、応援隊から特典サービス等の提供を受ける際に会員証を提示しなければならない。ただし、応援隊が独自の利用条件を設定し、愛媛県が適当と認めた場合は、この限りではない。

- 2 利用者は、次の各号に掲げる各号の事項に同意の上で利用するものとする。

- (1) 応援隊が身分等を証明する書類の提示を求める場合は、身分等を証明する書類（運転免許証等）を提示すること。
- (2) 会員証を複製するなど、不正な行為をしないこと。

(特典サービス等の提供)

第10条 応援隊は、特典サービス等を独自に定めることができる。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するものは特典サービス等とすることができない。

- (1) 各種法令等に違反しているもの又はその恐れのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (3) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容又は事実を誤解する恐れのあるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本事業の趣旨にそぐわないと認められるもの。

2 応援隊は、会員証を提示した者に対して、特典サービス等を提供するに当たり、やむを得ない場合に限りその身分等を証明する書類の提示を求めることができる。

(応援隊の名称及び特典サービス等の公表)

第11条 愛媛県は、応援隊の名称及び特典サービス等について、「えひめ移住ネット」により公表するものとする。

(特典サービス等の提供の停止・変更)

第12条 応援隊は、会員に対する特典サービス等を停止又は変更することができる。この場合において、応援隊は愛媛県にその旨を連絡しなければならない。

2 特典サービス等の停止又は変更については、愛媛県が「えひめ移住ネット」により公表をした時点から効力を発するものとする。

(実施要領の変更又は廃止について)

第13条 愛媛県は、会員又は応援隊の事前の承諾を得ることなく、本実施要領を随時変更又は廃止することができるものとする。本実施要領の変更又は廃止については、愛媛県が「えひめ移住ネット」により公表をした時点から効力を発するものとする。

(反社会的勢力の排除について)

第14条 会員並びに応援隊及びその役員等は次に掲げる各号のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 暴力団員等であると認められる者
- (2) 暴力団であると認められる者
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者

(4) 暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをするなど、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者

(5) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(登録の取消し)

第15条 愛媛県は、会員又は応援隊が、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、会員又は応援隊としての登録を取り消すことができるものとする。

(1) 本実施要領のいずれかの条項に違反したと認められる場合

(2) 登録申請内容に虚偽の事実があると認められる場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、愛媛県が会員又は応援隊として登録することを適当でないと判断した場合

(免責事項)

第16条 愛媛県は、本実施要領に基づき「えひめ移住ネット」に公表した情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではないものとする。

2 愛媛県は、次の各号に掲げる損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わないものとする。

(1) 本実施要領に基づく行為に起因又は関連して、会員又は応援隊に生じた損害

(2) 本実施要領に基づく行為に起因又は関連して、会員又は応援隊が、会員、応援隊又は第三者との間のトラブルにより、会員、応援隊又は第三者に生じた損害

(雑則)

第17条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は愛媛県が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月11日から施行する

附 則

この要領は、令和6年3月6日から施行する